

6 消安第685号

令和6年4月25日

全国山林種苗協同組合連合会会長代表理事 殿

農林水産省消費・安全局長

令和6年度農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、本運動の趣旨を御理解いただき、農薬の安全かつ適正な使用の推進に特段の御協力をお願いします。

MAFF

農林水産省

消費・安全局農産安全管理課

Ministry of Agriculture,

Forestry and Fisheries

1-2-1, kasumigaseki, chiyoda-ku,

tokyo, 100-8950 JAPAN

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話/03-3502-8111(代表)

www.maff.go.jp

年 月 日

写

医薬発 0425 第 3 号
6 消安第 685 号
環水大管発第 2404255 号
令和 6 年 4 月 25 日

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市市長〕 殿
〔特別区区長〕

厚生労働省医薬局長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来、格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①適切な防護装備を着用していなかった事例、②土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、③住宅地周辺や学校等公共施設での農薬使用に際しての周辺住民や施設利用者への周知や配慮の不徹底等であった事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例が確認されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が確認されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行っていく必要がある。

さらに、平成 30 年 12 月 1 日に改正農薬取締法が施行され、再評価制度の導入等により、最新の科学的知見に基づき評価された安全な農薬の確保・供給を図ることとしているが、生産現場で農薬の安全性を向上させるためには、安全な農薬の確保・供給だけではなく、農薬使用者が農薬の適正使用等に努めていくことが重要である。改正農薬取締法では、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」ことが新たに規定されたところであり、国や都道府県においても、こうした農薬使用者による農薬の適正使用に資する自発的な知識・理解の向上が図られるよう、必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供を行っていく必要がある。

以上のような状況に鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしたので、貴職におかれても農薬の安全かつ適正な使用の推進について、特段の御配慮及び御協力をお願いします。

農薬危害防止運動実施要綱

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第 1 | 趣旨 | 3 |
| 第 2 | 名称 | 4 |
| 第 3 | 実施期間 | 4 |
| 第 4 | 実施主体 | 4 |
| 第 5 | 運動のテーマ及び重点指導項目 | 4 |
| 1 | 運動のテーマ | 4 |
| 2 | 重点指導項目 | 5 |
| 第 6 | 実施事項 | 5 |
| 1 | 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発 | 5 |
| (1) | 広報誌等による普及啓発 | 5 |
| (2) | 啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発 | 5 |
| (3) | 周知・指導が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発 | 6 |
| (4) | 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等 | 6 |
| 2 | 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施 | 6 |
| 3 | 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等 | 6 |
| 別添 | 指導等における留意事項 | 7 |
| 1 | 農薬による事故を防止するための指導等 | 7 |
| (1) | 農薬使用時の事故防止対策の周知 | 7 |
| (2) | 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導 | 12 |
| (3) | 農薬使用者の健康管理 | 13 |
| (4) | 事故情報の把握 | 13 |
| 2 | 農薬の適正使用等についての指導等 | 13 |
| (1) | 農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底 | 13 |
| (2) | 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導 | 15 |
| (3) | 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導 | 16 |
| (4) | その他の留意事項 | 16 |
| 3 | 農薬の適正販売についての指導等 | 17 |
| (1) | 農薬販売者に対する指導 | 17 |
| (2) | 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導 | 18 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (3) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導..... | 18 |
| (4) インターネットを利用した農薬の販売に対する指導..... | 18 |
| (5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導..... | 19 |
| 4. 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携..... | 20 |
| (1) 蜜蜂の被害防止対策..... | 20 |
| (2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策..... | 23 |
| 別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例..... | 24 |
| 別記1：農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項..... | 25 |
| 別記2：農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策..... | 29 |
| 別記3：毒劇物たる農薬の適正販売強化対策..... | 32 |

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

農薬取締法において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」とされており、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や適正使用を図っていく必要がある。

以上を踏まえ、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止のための運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

第3 実施期間

原則として、令和6年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあつては、地方農政局等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るとともに、取組の効果の検証に努めるものとする。

国は、各都道府県等での取組を検証し、優良な取組事例、取組内容の工夫等を全国レベルで共有することにより、農薬の適正使用に係る指導を充実させるとともに、次年度以降の運動の実効性をなお一層高めるよう努めるものとする。

第5 運動のテーマ及び重点指導項目

全国の関係者が一体となって運動に取り組むことを目的として、昨年度までの農薬の適正使用に係る指導の過程等において明らかになった地域の課題を踏まえ、下記のテーマ及び重点指導項目を設定し、運動を展開する。

1 運動のテーマ

農薬をラベルの表示事項に従って使用することで、事故・被害等が防止され、農作物等の安全が確保されることを改めて注意喚起する必要が

あること、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が依然として見られること等を踏まえ、令和6年度の運動のテーマは、昨年度に引き続き「守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況」とする。

2 重点指導項目

「別添：指導等における留意事項」のうち、以下の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導すること。

- ① 適切な防護装備の着用の徹底（別添の1の（1）のア）
- ② 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底（別添の1の（1）のウ）
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底（別添の1の（1）のエ）
- ④ 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底（別添の1の（2）のア）

第6 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

（1）広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット、SNS等の多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

（2）啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者、さらには地方公共団体の施設管理部局等、施設内の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性のある者等を対象として、「別添：指導等における留意事項」を参考に、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する啓発資料の配布又は電子メール若しくはSNS等を活用した情報配信、講習会の実施等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図ること。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等について解説した資料により、理解の増

進に努めること。

(3) 周知・指導が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による周知・指導が行き届きにくい農産物直売所に出荷する農薬使用者に対して周知・指導の徹底が図られるよう、農産物直売所の管理者に対して、直売所に出荷する農薬使用者を対象に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うことや集荷の際に農薬の使用履歴に基づき農薬の使用状況を確認するよう普及啓発を図ること。

また、無人マルチローターを利用して農薬散布を実施する場合、地上での散布に比べて高濃度の農薬を使用する可能性があるため、農薬の適正使用に関して十分理解しておくことが必要である。このため、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等に対して、無人マルチローターを用いる農薬使用者への、普及啓発資料の配付や講習会参加の呼びかけを要請すること。

(4) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努めること。

2 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用等に係る指導、普及啓発のために実施した活動、重点指導項目として位置付けた事項への取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努めること。

3 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等

農薬による危害を防止するとともに、農薬の適正な使用や販売を推進するため、また、有用生物や水質への影響を低減するために、農薬使用者、農薬販売者等の関係者に対して、別添に掲げる事項について指導等を徹底すること。

別添 省略